

## 神奈川県堀病院事件に係る横浜地方検察庁の起訴猶予裁定に対する声明

平成19年2月1日、横浜地方検察庁において、堀健一医師等に対する保健師助産師看護師法（保助看法）違反被疑事件について、起訴猶予とする裁定が行われました。今回の起訴猶予の裁定は、当該の医療施設個々よりも、現在の周産期環境を熟慮されてのものであり、評価に値します。すなわち、産科における看護師業務の在り方問題などを産科医療、周産期医療における構造的な問題であるとの認識に立って決定されたものと思われまます。

そこで国民に安全で安心な周産期環境を提供する立場の当会は、関係者による検討会の早期再開を促し、厚生労働省看護課長通知を撤廃した上で、周産期医療の望ましい姿を策定し、その姿が実現できるよう努力する所存です。

最後に我々医会会員は、より安全な分娩環境を提供できるよう努力しますが、関係者の更なるご理解とご支援を期待します。

平成19年2月1日

社団法人日本産婦人科医会